

登米市市制施行20周年記念プレイベント事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、令和7年4月1日の市制施行20周年に向けて、令和6年度に市内の各種団体等が行う気運醸成のための市民企画イベント等に対し、予算の範囲内で登米市市制施行20周年記念プレイベント事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、登米市補助金等交付規則（平成17年登米市規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助対象者は、次の各号のいずれにも該当する団体（複数の団体により構成するものを含む。）とする。

- (1) 市内に居住、通勤又は通学している者が半数以上を占める会員で構成されていること。
- (2) 市内を活動の拠点としていること。
- (3) 市長が不適当と認める団体でないこと。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、令和6年7月13日から令和7年3月31日までの間に市内において実施する登米市市制施行20周年記念の冠を付した事業であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市民との協働を念頭に置き、市民等が主体的に取り組む事業
- (2) 次代を担う子どもたちの夢や希望を育むとともに、我がまち「登米」への愛着と誇りを深められる事業
- (3) 市の魅力を再発見し、又は創造し、市内外に効果的に発信することができる事業
- (4) 市の認知度を高めるとともに、人と人との交流が深められる事業

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助対象事業としない。

- (1) 総事業費が100万円未満の事業
- (2) 国、県、市等が交付する他の補助金等の交付対象となっている事業
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認める事業

(補助対象経費等)

第4条 補助金の交付対象経費及び補助金額等は、別表に定めるとおりとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、登米市市制施行20周年記念プレイベント事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 収支予算書（様式第2号）

(2) 実施計画書

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の申請書の受付期間は、市長が別に定める期間とする。

(交付決定等)

第6条 市長は、前条に規定する書類の提出があった場合は、その内容を登米市市制施行20周年記念事業実行委員会設置要綱（令和5年登米市訓令第43号）第6条に規定する検討部会において審査し、適当と認めるときは、登米市市制施行20周年記念プレイベント事業補助金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、交付の決定に際し、補助金の目的を達成するために必要があると認めるときは、条件を付することができる。

3 市長は、補助金を交付することが適当でないと認めるときは、登米市市制施行20周年記念プレイベント事業補助金不交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第7条 前条第1項の規定による通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、事業が完了したときは、登米市市制施行20周年記念プレイベント事業補助金実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 収支決算書（様式第6号）

(2) 補助対象経費の支払に係る領収書等の写し

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の交付)

第8条 市長は、規則第14条の規定により補助金の額を確定した後、補助金を交付するものとし、補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、登米市市制施行20周年記念プレイベント事業補助金交付請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

2 補助事業者は、規則第15条第2項の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、登米市市制施行20周年記念プレイベント事業補助金概算交付請求書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和6年6月20日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第4条関係）

補助対象経費		補助金額等
総務費	賃金 旅費 消耗品費 燃料費 食糧費 印刷製 本費 光熱水費 修繕料 賄材料費 通信運搬費 手数料 筆耕料 保険料 使用料 賃借料 原 材料費	補助対象経費の10分 の10以内の額（1,000 円未満の端数が生じ た場合は、これを切り 捨てる。）とし、200 万円を上限とする。
会場費	会場借上料 会場設営費 会場撤去費 消耗品費 燃料費 光熱水費 機材借用費	
報償費	出演者謝礼 協力者謝礼	
広告宣伝費	広告掲載費 印刷製本費 新聞折込手数料	
委託費	警備委託 看板制作・設置委託等	

備考

- 1 次に掲げる経費は、補助対象経費としない。
 - (1) 団体の人件費、飲食を目的とした経費、備品等の資産形成に係る経費、工事費及び団体の経常的な経費（事務所等の賃貸料、事務機器のリース料、通信費、光熱水費等）
 - (2) 前号に掲げるもののほか、市長が不適当と認めた経費
- 2 負担金、助成金、出店料、売上金、寄附金、協賛金、広告費等の自主財源がある場合は、補助対象経費から差し引くものとする。